

平成21年度 一橋大学法科大学院入学者選抜試験 法学論文試験問題

刑 事 法

・解答上の注意

1. 問題文は2枚、解答用紙は2枚（各問について1枚）、下書き用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は記入しないでください。
3. 第1問、第2問とも解答してください。第1問と第2問の配点比率は、1：1です。
4. 解答用紙は、第1問用と、第2問用とが異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 問題の内容についての質問には、応じません。
7. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題文と下書き用紙は、持ち帰ってください。

第1問

次の事例におけるX・Yの罪責を論じなさい。

Xは、酒に酔って暴れて周囲に迷惑をかけ、同席していた知人Aがこれを見かねてたしなめた。ところが、Xはこれに憤激し、Aに対し、その胸倉をつかんで足払いをかけて仰向けに転倒させ、腹部を右足で3、4回強く踏みつけるなどの暴行を加えた。Xは、酔っていたものの責任能力に問題は認められなかった。

Aは、病院に救急搬送され当直のY医師の措置を受けた。そのときY医師は救急隊員から、Aは喧嘩で腹を蹴られた旨を聞いた。Aは、うわごとのようなことを言い、腹部全般に圧痛が認められるなど重傷の疑いもあった。しかし、Aは、Y医師の問診等にも応答しないといった非協力的な態度を示した。深夜に、看護師からAが腹痛を訴えているとの連絡を受けたY医師が触診した際にも、その手を払いのけ体の向きを変えるなど非協力的な態度をとり、症状の詳細を知ることができなかつたので、Y医師はAに鎮静剤を投与して眠らせた上、Aの腹部をコンピューター断層撮影装置で撮影（CT撮影）した。その結果、Y医師は脾臓破裂の疑いを持ち、看護師に対し、翌日の腹部CT撮影及び血液検査などを指示した。

Y医師は、その後の回診時に、Aが腹痛を訴え、腹部膨満の症状が次第に顕著になっていることを認識した。同時にAから、繰り返しのどの渴きを訴えられた。それに対しては、その都度鎮痛剤を投与し水分を与えた。Y医師がAを担当していた13時間の間に、Y医師が自らAを診察したのは最初を含めて4回であった。

翌朝、Y医師を引き継いでAを触診したB医師は、直ちに開腹手術が必要であると判断して手術を実施し、Aの腹部に貯留していた大量の膿汁腹水を吸引するとともに、その原因となっていた小腸の穿孔を発見し、これを縫合して閉腹したが、Aは、受傷の約23時間後に、同病院において、外傷性小腸穿孔に基因する腹膜炎により死亡するに至った。

なお、鑑定人は、Aのように腹部に強い暴行を受けた患者の場合、腹膜炎を含む重篤な結果を招来するおそれがあり、開腹手術を実施する必要性の生ずる可能性があることから、医師としては、一般に、レントゲン写真・CT撮影等で腹部の状態を検査し、あるいは、約2時間毎に触診・問診を実施して、腹部膨満の程度・腹痛の程度等を把握する必要があること、また、腹膜炎の場合、患者は激しい腹痛とともに脱水症状を伴い口渴感を覚え、かつ触診等で比較的容易に診断でき、早期に適切な処置をとることによって救命が可能であることを述べている。

第2問

次の設例に基づいて、下の問い合わせに答えなさい。

裁判員制度が施行された後のあるとき、Xは、Vを殺害したという訴因で起訴された。あなたは、裁判長としてこの事件の審理を担当することになった。公判前整理手続において、Xの弁護人は、XがVを殺害したという事実は争わず、Xには責任能力がなかったという理由で無罪を主張する予定であると述べた。さらに、その根拠として、次のような事実を主張する予定であると述べた。「事件当時Xは、重度の統合失調症に罹患しており、VがXの思考内容をすべて読み取り、Xに電波を送ってXに自殺をさせようとしているという、幻聴と妄想に支配されていた。Xは、このままでは自分が耐えきれずに自殺してしまうと考え、それを防ぐためにVを殺害しなければならないと信じたために、犯行に及んだものである。」

検察官は、捜査段階で検察官の嘱託に応じて犯行時のXの精神状態を判断した精神科医Aの意見書の証拠調べを請求した。それに対して、弁護人は「不同意」と意見を述べ、裁判所に鑑定命令を求めた。

裁判所は精神科医BおよびCに、Xの精神状態の鑑定を命じた。BとCは公判期日に尋問を受けて、鑑定結果を説明した。その内容は、いずれも、ほとんど弁護人が主張するとおりであった。

弁論終結後の評議の冒頭に、裁判員Dは、次のような意見を述べた。「Xが人を殺したことは間違いないのだから、有罪にするべきだ。精神に障害があったからといって、人を殺しても許されるというのは、おかしい。実際、精神障害があっても、ほとんどの人はこのような罪を犯さない。Xが無罪になつたら、何の落ち度もなく殺されたVは浮かばれない。それでは、社会も納得しない。Xを釈放したら、また同じような犯罪を行うかもしれない。」

- (1) 検察官は、Aが作成した意見書の証拠採用を求めるために、どのように主張するか。
- (2) 公判前整理手続の段階で、Xが現在、重度の統合失調症に罹患した状態にある疑いが生じた場合、裁判所はどうするべきか。
- (3) あなたは、裁判員Dの意見に対して、責任能力制度をどのように説明するか。